

日田市 農業委員会だより

第19号

平成19年12月15日発行

日田市農業委員会

日田市田島2丁目6番1号

TEL 22-8213



《目・次》

- ◎日田市長に
「建議書」を提出・・・P2
- ◎農業委員視察研修報告・・・P3
- ◎農業者年金に加入しよう・・・P4
- ◎農業委員活動報告・・・P5
- ◎農地の転用等には許可を・・・P6

大分ひた農協青年農業研究会（財津和美会長・19名）は10月17日、市内7つの幼稚園や保育園の園児ら約500名を招いて「芋掘り大会」を開催しました。子供たちは袋一杯につめ込んだ芋を、嬉しそうに見せてくれました。財津会長は「会員には草刈などに年間4～5回出て来てもらいましたが、園児の喜んだ顔を見れば十分です。今後も続けていきたい」と語ってくれました。

日田市農政施策に関する

「建議書」を佐藤市長に提出



▲佐藤市長に建議書を手渡す森山会長

農業委員会は十一月一日、佐藤市長に対し「平成二十年度日田市農政施策に関する建議書」を提出しました。今回の建議では、次の項目について要望しました。

一、有害鳥獣対策について

①現行法では箱ワナでの捕獲は免許が必要であるが、農作物の自己防衛策として自分

の所有する農地内で、箱ワナが使用できるよう国・県に対し法改正を強く要望すること。

②被害防止策として防護ネットや電気牧柵等について補助制度があるものの、農地面積の広い場所や農地が数箇所に点在した

場所については、農家の負担が大きく対策が遅れている。また、要望に対して予算の都合により事業の実施ができない状況にあることから、防止対策事業の補助率の大幅な引き上げと事業量の拡大を図ること。
③現在、有害鳥獣捕獲対策事業は被害届が出され、現地の被害状況を調査した後に許可が出されている。しかし被害が発生して許可が出るまでに数日を要するため被害が拡大しているのが現状であることから、被害発生が予見できる時点での許可制度確立を要望する。

④有害鳥獣捕獲対策事業での捕獲報奨金は、シカが八千円、イノシシが六千円であるが、捕獲対策事業を促進するために報奨金の引き上げを図るとともに捕獲班への補助金交付制度の確立をすること。また、捕獲班のサラリーマン化や高齢化により、迅速に対応できていない現状から、抜本的な対策を講じること。

平成十九年度 日田市農業者年金受給者協議会総会



▲総会のようす

農業者年金受給者協議会（梶原昭治会長・二百名）の総会が五月二十三日、市内の旅館で開催されました。森山農業委員会会長の来賓祝辞の後、議案の審議が行われ、多くの質問や意見が出されました。講演会では大山町のロバート・ワトソン氏が講演。会員たちは熱心に耳を傾けていました。最後に懇親会があり、会員相互の親睦を深めました。

財津準之典氏が

「旭日単光章」を受章



四月二十九日、農業委員の財津準之典氏が春の叙勲で旭日単光章を受章しました。財津氏は、昭和五十九年より八期二十二年間農業委員を務め、また平成八年から平成十七年までの九年間は日田市農業委員会会長にも就任され、日田市農業の振興と発展に大きく貢献されました。同氏は「今後も、市農業発展のために尽力したい」と語ってくれました。



(2)

農業委員会
副会長
伊藤勝治

《先進地研修報告》

一泊三日の徳島県、高知県視察研修に参加して最初に徳島市農業委員会を尋ねると、庁舎のホールで農業委員会主催の小学生を対象とした農業と農村の图画コンクールが開かれており、とても良く描かれていた。農業委員会の概要を聞き、利用権設定事業による下限面積の引き下げ等について説明を聞いた。新規就農者や小規模経営者の確保をしやすくするため所有権移転を除いて十アール以上であれば農地を借りることが出来るという説明であった。しかし、今現在は一件の利用者しかいないという現状を聞かされたとき、農業の厳しさを感じた。それから菌床椎茸集出荷施設を見学して、次の視察地上勝町の株式会社いりどりで副社長の横石氏より概要や取り組みについて学ぶ。

ここは完全なる山の中ではあるが、山々にある木の葉や枝物をお年寄りが携帯電話からインターネットを利用して月に六十万円以上稼ぐという、体も町も元気のある町であった。次に高知県の四十万町十和の「おかみさん市」の取り組みを視察したが、ここも女性の力で頑張っている姿勢が見えた。

今度の視察研修で特に感じた事は、女性が主役で男性が脇役の産地ほど元気のある農村が形成されているように思えた。



▲視察研修のようす

農業者年金に 加入しよう!

「老後の備えは「国民年金」プラス「農業者年金」が基本です」

① 農業者の方なら広く加入できます

国民年金第一号被保険者で、年間六十日以上農業に従事する六十歳未満の方は誰でも加入できます。脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかるらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

② 少子高齢化時代に強い年金です

保険料は一万円（六万七千円）で、自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。保険料など年金資産は、農業者年金基金が安全で効率的な運用を行い、平成十四年度から五年間の平均利回りは年三・四五%です。また、毎年六月末に「付利通知」で個人毎の積立・運用状況をお知らせいたします。

③ 終身年金で八十歳までの保証付きです
年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が八十歳前に亡くなつた場合でも、死亡した翌月から八十歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

④ 公的年金ならではの税制上の優遇措置
があります

支払った保険料は、全額（年額十二万円（八十万四千円））が社会保険控除の対象になり、所得税・住民税の節税につながります。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。せりに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、六十五歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が百二十万円までは全額非課税となります。

⑤ 認定農業者等の担い手には保険料の
国庫補助があります

要件としては、①保険料の納付期間が二十年以上見込まれ、②農業所得が九百万円以下であり、③認定農業者で青色申告をしているなど、下記の区分一～五のいずれかに該当する場合には、保険料（月額二万円）の一割、三割又は五割の補助が受けられます。（通算して最長二十年間、最高二百十六万円まで）

《保険料の補助対象者と国庫補助額》

区分	必要な要件	35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

農業委員活動報告



【東部・小野地区】

農業委員
野田勝則

現在小野地区は圃場整備中です。小野地区全域と一部三花地区を含めた約五十haの事業が採択され、平成十五年度より五カ年計画で現在最終年に向かい実施中である。先祖代々作り続けて来た水田が今歴史的に整備されている。

本年五月には「小野集落営農組合」を発足させた。しかし、現実は多くの問題に直面している。後継者の居ない高齢者の農地問題、転作作物取組、耕作放棄地の発生増大の心配等々。集落の農地を守り、地域を守ることは地域住民には絶対の必須条件です。具体的な取り組みは計画の真最中です。組合での受託作業、個人で出来る作業との調整、そしてオペレーターの確保、大型機械購入資金確保等々、作戦会議の連続です。



▲圃場整備の進む小野地区

どうしても軌道に乗せなければ役員一同、無い知恵を出し合っています。どうしてこんな事になつたのでしょうか。輸入農産物の価格と米価の問題、国民の食料に対する嗜好性の変化もあろう、いざれにしても金万能の社会である、如何に知恵を絞つて見ても採算がとれなければ成り立たない、コストの引き下げ、生産性の向上には努めなければならぬ、それ以上の事は政治の良識を待つことにしよう。我が国は「豊葦原の瑞穂の国」である。農村を守り地域を守る事は大変なことです。若者の帰つて来る集落営農の成功を願つてやみません。

『全国農業新聞』 購読者募集！

「全国農業新聞」は、全国の農業者の公的代表組織である農業委員会系統組織が発行する、週刊の農業総合専門紙です。新しい農業や農政、家庭とくらしなどすぐに役立つ情報が満載です。

◎今年度から新規購読認定農業者には、

3ヶ月間購読料が助成されます。

- ・週刊／毎週金曜日発行
- ・購読料／月 600 円、年 7,200 円(消費税込)
- ★ 申し込みは、地元農業委員又は農業委員会事務局まで

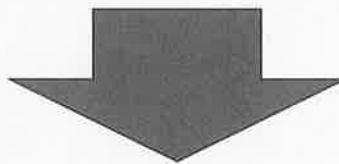
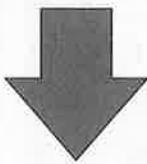
「農業者年金加入推進強化月間」
(十月～一月) を実施中！

農業委員会では現在、認定農業者や女性農業者の方々を対象に、加入推進のための個別訪問を行つております。担当地区的農業委員が説明に伺いますので、よろしくお願ひいたします。

農地の転用・売買・賃借等は許可を受けてから

- 「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのでは」と思っている方はいませんか。
- 農地を売ったり、貸したり、転用したりするときには「農地法」に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは現況で判断されます。登記地目が農地であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地は農地とみなされます。

農地を売買又は 貸し借りするときは	自分名義の農地を 転用するときは	他人名義の土地を買うか 借りて転用するときは
3条申請及び 農業経営基盤強化促進法	4条申請	5条申請



- ◆ 農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- ◆ 農地を取得する適格者（耕作面積が申請地を含めて40a以上）でない場合には許可されません。

- ◆ 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地などの農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- ◆ 農振法の農用地区域内農地でないか農政推進課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

- ◎農地の無断転用をなくしましょう。
- ◎農地を埋め立てするには、事前に許可または届出が必要です。
- ◎許可後、転用が済んだら早急に登記手続を行ってください。

申請書の締め切りは
毎月17日です
17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

